

こども医療費助成（自動償還方式）について

◎自動償還方式とは？

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証とこども医療費助成金受給資格者証（オレンジ色）を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。 ※「自動償還方式」の対象となるのは、こども医療費助成制度だけです。他の医療費助成制度については、これまで通り償還払いでの取り扱いとなります。

◎自動償還方式を利用するには？

沖縄県の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証とこども医療費助成金受給資格者証（オレンジ色）を提示してください。毎回の提示が原則となりますので、受給資格者証の提示がない場合は「自動償還方式」による助成金の支給ができません。 ※すべての医療機関が自動償還制度の対応しているわけではありません。各医療機関窓口にてご確認ください。（町内医療機関ではご利用になれます。）

【注意事項】

以下の場合には「自動償還方式」の取り扱い対象外となりますので、これまで通り竹富町 福祉支援課窓口、または各出張所にて領収書（原本）持参の上、支給申請手続きを行ってください。

- ①受診の際に医療機関窓口にて「こども医療費助成金受給資格者証」を提示しなかった場合
- ②県外の医療機関で受診された場合
- ③県内の「自動償還方式」を導入していない医療機関で受診された場合
（受診の際に、医療機関窓口にて「自動償還方式」を導入しているか確認を行ってください）
- ④医療費の自己負担額に未払いがある場合

自動償還払い【変更後】



医療費の自己負担分のお支払いはこれまでおり必要です。
受給資格者証・健康保険証を忘れずに！！

●助成対象年齢はこれまでと同じです！

外来	出生から中学卒業（15歳到達後、最初の3月31日）まで
入院	出生から中学卒業（15歳到達後、最初の3月31日）まで

※助成対象年齢が石垣市と異なっていますので、医療機関受診の際は必ず受給者証を提示してください。

●異動届を忘れずに！

加入している健康保険や助成金の振込口座に変更がある場合や、住所や氏名に変更があった場合は、竹富町役場 福祉支援課窓口 あるいは、各出張所にて変更の手続きが必要となります。 ※手続きを行わない場合、支給が遅れる場合があります。

●医療費について

同月、同医療機関での診療にかかる自己負担額が 21,000円 を超える場合は、高額療養費や家族療養付加給付金の確認のため、支給が遅れる場合があります。

【こども医療費助成に関する各種手続きのお問い合わせ先】

〒907-8503

石垣市美崎町1 1 番地 1

竹富町役場 福祉支援課 こども医療担当

